

役員等報酬規程

社会福祉法人 奥津広済会

役員等報酬規程

目 次

第 1 条	目的	1
第 2 条	報酬	1
第 3 条	出張命令	1
第 4 条	旅費	1
第 5 条	タクシー運賃等	1
第 6 条	宿泊料及び日当	1
第 7 条	私用車での出張	1
第 8 条	旅費の精算	1
第 9 条	役員慶弔見舞金	1
第 10 条	改廃の手続き	1
附則		1

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奥津広済会役員及び評議員選任・解任委員の報酬、旅費、慶弔見舞金等に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬は、理事会に出席した理事・監事及び評議員会に出席した評議員に対して役員報酬として、1回につき10,000円を限度に支払うことができる。

2 理事・監事が理事会以外の日において、法人業務の運営のために業務に当たった場合は、1回につき10,000円を限度に支払うことができる。

3 役員等報酬は、評議員選任・解任委員会に出席した委員に対して役員等報酬として、1回につき10,000円を限度に支払うことができる。

(出張命令)

第3条 理事長は、法人運営に必要な役員研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。

(旅費)

第4条 旅費は、合理的な経路により計算した実費とする。ただし、予算の都合により打ち切り旅費を支給することができる。

(タクシー運賃等)

第5条 出張中、タクシー、ハイヤーその他これに準ずる交通機関を利用した場合で、特に法人が必要と認めた場合は、その実費を支給する。

(宿泊料及び日当)

第6条 宿泊料及び日当は次のとおりとする。

宿泊料 (上限)	日当 (1日当)
13,800円	3,500円(県内) 5,000円(県外)

2 研修会等で宿泊先の指定の場合、その他業務の都合により、所定の宿泊料で不足となる場合で、法人が認めた場合に限りその実費を支給する。

(私用車での出張)

第7条 法人所有以外の自家用車等による出張を命じた場合は、燃料費・車両損料・保険料等を含む車両使用料として、1kmあたり30円支給する。

2 私用車による出張中の車輛の損傷・事故にかかる全支出は、すべて自己の負担とする。

(旅費の精算)

第8条 旅費は原則として概算払いとし、帰着後1週間以内に精算を行うものとする。

(役員慶弔見舞金)

第9条 役員慶弔見舞金は次のとおりとする。

(1) 傷病見舞金：理事・監事・評議員・委員
10,000円 (10日以上入院の場合)

(2) 死亡弔慰金：理事・監事・評議員・委員
香典 10,000円と花輪一對又は生花一對

(3) その他：上記の他、理事長が必要と認めた場合

(改廃の手続き)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。